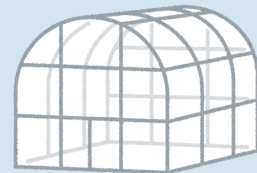


白河市畑作物生産 支援事業補助金

本市農業を将来にわたり持続できるものとする取組を支援します。

【支援内容】

- ・対象経費の1/2（上限100万円）
- ・以下の作物・内容について支援する



トマト・キュウリ

- ・ハウスの新設、修繕、再整備
- ※修繕・再整備については、
資材のみの購入、撤去・廃棄
に係る経費は対象外
- ・ハウスの機能強化に向けた設
備の導入

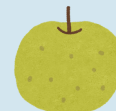
ブロッコリー

- ・生産に必要な機械等の導入
- ※播種機、予冷库、防除機
等、対象作物の生産にのみ使
われるもの

果樹

- ・果樹棚の新設、修繕、再整備
- ・多目的防災網の新設、再整備
- ・防霜ファンの導入又は再整備

※詳細は、ホームページにて公開されている要綱をご確認ください。



【対象者】

- 白河市内に在住する者
- 農業経営改善計画または青年等就農計画
の認定を受けている者
- 対象作物を営利目的に栽培している者
- 市税の滞納がない者

【事業に参加するには】

- 事業にかかる見積書（あればカタログ）
を用意する
- 指定の計画書（裏面）と状況確認の書類
（決算書・申告書など）を用意し、農政課
に提出する

【事業スケジュール】

- | | |
|-------------------|-------------|
| 令和8年4月下旬～ | 募集開始 |
| 5月29日 | 事業要望締切 |
| 6月上旬 | 採択者検討 |
| 6月下旬 | 事業採択通知および着手 |
| 令和9年2月頃まで | 事業完了報告 |
| ※令和10年以降3年間 | 状況報告書を毎年提出 |
| ※予算に満たなかった場合は追加募集 | |

【その他】

- 過去に事業を利用したことがある場合は
採択の優先度が下がる可能性があります。
- 詳細は、ホームページ掲載の要綱をご確認ください。

白河市農政課

☎0248-28-5527

白河市畑作物生産支援事業

